

他一般日常生活ノ事項ニ至ルマデ頗ル不合理繁雜ヲ極メ之カ為メ負担徒ラニ過重ニシテ生活ノ困憊ヲ招来スル事例尠シトセズ然ルニ其ノ弊風ハ依然トシテ改善セララルニ至ラズ或ハ虚礼虚飾ニ流レ或ハ奢侈贅沢ニ溺レ自ラ生活ヲ暗黒ニ導クノミナラズ延イテハ往々禍ヲ社会一般ニ及ボスガ如キコトアリ而シテ生活ノ合理化ノ如キハ棄テテ顧ミラレザルノ觀アルハ我方国家ノ将来ニ取り太ダ寒心ニ堪ヘザルトコロナリ

今ヤ中央地方相呼応シテ全国的ニ公私經濟緊縮並ニ教化總動員ノ国家ノ一大事業ノ達成ニ総努力スルノ秋ニ際リ各位ニ於テハ宜シク管下ヲ督励シ国民一般ヲシテ前述ノ弊習ヲ打破シ進ムデ公私生活ノ両面ニ亘リ合理的ニシテ經濟的ナル生活風習ヲ喚起シ勤儉力行ニ努メ以テヨリヨキ社会国家ノ建設ニ向ツテ努力セシムヤウ夫々地方ノ事情ニ適切ナル方法ヲ講セラレムコトヲ望ム

(仙石原村役場「足柄下郡町村長會書類」(昭和二十四年)箱根町役場蔵)

三三 神奈川県教化總動員計画要綱

神奈川県教化總動員計画要綱

我方国ノ現状ヲ案ズルニ國際ノ關係ハ姑ク措キ国民ノ生活ハ甚シク浮華放逸ニ流レ思想亦輕佻詭激ニシテ中正ヲ欠キ国歩艱難世態益々

險惡ナラントス国民方ニ戒慎ノ秋ナリ顧レバ大正十二年民風漸ク尪安輕浮ニ流レントスルヲ憂ヘシムル切ナルモノアル折柄彼ノ関東大震火災ノ慘禍ニ遭遇シ本県ニ於ケル被害又劇甚ヲ極メ父祖以來建設セル文化一朝ニシテ滅尽セルノ概アリキ當時以テ天譴下レリト為シ災後ノ民心ハ諧和協戮一意復興ヲ念トスルモノアリシガ忽チ災前ノ風潮愈々募リ国家ノ前途寒心ニ堪ヘザルニ至リ 国民精神作興ニ関スル詔書ハ煥發セラレタリ爾来風俗匡励セラレザルニアラズ綱紀肅正セラレザルニアラザルモ多年ノ積弊ハ之ヲ一掃スルニ難ク放縱浮華ノ習ハ近時倍々都鄙ニ治ネカラントス民心ノ弛緩甚シキ聖旨ニ對シ奉リ真ニ恐懼ニ堪ヘザル所ナリ翻テ經濟界輓近ノ趨勢ヲ觀ルニ財政ハ中央地方共ニ膨脹シテ貿易ハ累年輸入ノ超過ヲ示シ國債ハ積ンデ六十億ノ多キニ達スルニ拘ラズ国民ノ消費ハ依然トシテ節度ヲ超エ国家經濟ノ危機將ニ日睫ニ迫ラントス 今ニシテ時弊ヲ匡救セズンバ噬臍ノ悔至ルコト亦甚ダ遠カラザルベシ此ノ秋ニ當リ政府ハ教化總動員ノ計ヲ樹テ国民精神ノ作興ト財政經濟ノ整理緊縮トノ二項ヲ標榜シテ一般国民ニ對シ質実剛健勤儉力行ヲ鼓吹シ國民の自覺ヲ喚起セシメ國國ノ協力ニ依リ其ノ目的ノ達成ヲ期セントス滔々タル積弊打破スル易カラズト雖モ古來国民ノ胸裡ニ潜在セル伝統的精神ノ忽焉トシテ覺醒シ憂世慨國ノ至情勃然トシテ湧起スルモノアラバ

弊竇ヲ芟除シテ難局ヲ打開スル敢テ至難ノ業ニアラザルベシ
 惟フニ教化ハ改風ノ本易俗ノ源ナリ之ヲ醇厚ニスルハ世道ヲ更張シ
 人心ヲ一新セシムル所以ナリ

此ノ時局ニ鑒ミ所在各地ノ教育機関及教化団体ハ勿論苟モ経世済民
 ヲ以テ自ラ任ズル者相率キテ国民覚醒ノ運動ニ従フアラバ一代ノ風
 尚鬱然トシテ振起センコト毫無モ疑ヲ容レザル所ナリ

此ノ機ニ於テ中央ト相応ジ県下ニ於ケル教化ノ総動員ヲ行ヒ一般県
 民ノ覚醒奮起ヲ促スト共ニ学校、青年訓練所、男女青年団体、宗
 教、教化矯風団体等一切ノ教育教化機関互ニ連絡提携シテ大イニ風
 教ノ振作ニ各其ノ全力ヲ傾倒シ以テ本運動所期ノ目的ヲ達成センコ
 トヲ切ニ要望ス之レ聖旨ニ対ヘ奉ル所以ニシテ亦国家ノ危急ヲ匡救
 スル緊切ノ方途ナルヲ信ズ

一 目的

現下ノ世局ニ鑑ミ左記二項ノ理解徹底ヲ期ス

- 1 国体觀念ヲ明徴ニシ国民精神ヲ作興スルコト
- 2 経済生活ノ改善ヲ図リ国力ヲ培養スルコト

二 方針

- 1 本運動ハ朝野一致之ニ当ルベキモ特ニ各種教育機関及教化ニ
 關係アル民間諸団体並篤志家等ノ自発的活動ヲ促スコト

- 2 本運動ハ純真ナル社会教化ノ立場ニ於テ行フ愛國の奉仕運動
 タルベキコト

- 3 本運動ハ一時的の宣伝ニアラズシテ恒久的の實踐運動タルベキコ
 ト

- 4 公私経済緊縮運動ト連絡提携スルコト

三 方法

- 1 県告諭ヲ以テ教化総動員ノ要旨方針並方法ヲ県下一般ニ諭達
 スルコト

- 2 教化総動員ノ趣旨徹底方ニ付市町村長ニ対シ学務部長ヨリ通
 牒ヲ発スルコト

- 3 教化総動員神奈川県委員会ヲ設置シ本運動ニ関スル各種機関
 ノ連絡統制ヲ図リ諸般ノ計画宣伝実行等ニ付其ノ活動ヲ援助ス
 ルコト

- 4 市町村長、学校長、青年訓練所主事及男女青少年団体、神職
 会、教育会、在郷軍人会、宗教団体、教化団体、婦人団体等ノ
 代表者並教化事業ニ關係アル有力者ヲ召集シテ知事ヨリ本運動
 ニ関スル訓示ヲナスコト

- 5 新聞社、通信社、雑誌社等ト連絡ヲ図リ其ノ協力ヲ求ムルコト
- 6 各種社会教育教化機関ハ夫々ノ立場ニ於テ本運動ノ趣旨達成

ノタメ地方ノ実情ニ応ジ自發的ニ大体左記ノ如キ事項ニ付最適ノ途ヲ択ビ之レガ徹底ニカムルコト

イ 実行事項ノ設定 ロ 講演会 ハ 講習会 ニ

映画会及音楽会 ホ パンフレット、ポスター等ノ配付

へ 展覧会 ト 論文、詩歌、標語等ノ募集 チ 篤行者及団体ノ表彰及事績ノ調査発表

7 寺院、教会、劇場、活動写真館其ノ他多衆集合セル機会ヲ利用シ本運動ノ趣旨徹底ヲスルコト

8 各団体ニ於テ本運動ニ関スル行事実施ノ場合ニハ予メ関係市町村ト連絡提携ヲ図ルコト

9 本運動ニ関シ多人数ノ集合ヲ催シタル際ハ可成國民精神作興ニ関スル詔書ヲ捧読シ国歌ヲ合唱スルコト

教化總動員神奈川県委員会規程

第一条 本会ハ教化總動員ニ関係アル各種機関ノ連絡統制ヲ図リ諸

般ノ計画・宣伝・実施等ニ付其ノ活動ヲ援助スルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ会長一名 委員若干名ヲ以テ組織ス

第三条 会長ニハ本県知事ヲ推挙シ委員ハ会長之ヲ委嘱ス

第四条 会長ハ会務ヲ総理シ本会ヲ代表ス会長事故アル時ハ会長ノ

指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 委員会ニ幹事長及幹事ヲ置キ会長之ヲ委嘱ス

幹事長ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ会長及幹事長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ処理ス

第六条 委員会ニ書記ヲ置キ会長之ヲ委嘱ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

教化總動員神奈川県委員会ニ於ケル実行計画

1 第一回委員会〔九月二十八日午前十時於横浜開港記念会館〕

〔会ノ順序予定〕

イ 委員会会長ノ挨拶

ロ 実行事項協議

2 教化總動員講演会〔右同日午後一時三十分於同館〕

〔会ノ順序予定〕

イ 知事ノ挨拶

ロ 文部大臣訓示

ハ 講演

〔参集者ハ委員ノ外市町村長、学校長、青年訓練所主事其他社会教育教化関係各種団体長等〕

3 巡回講演会及写真会〔十月、十一月中ニ実施ノ予定〕

イ 横浜市 ロ 横須賀市 ハ 川崎市 ニ 小田原町
ホ 平塚町 ヘ 厚木町 ト 鎌倉町 チ 藤沢町
リ 中野町 ヌ 都田村

4 印刷物配布

イ 中央ヨリ頒布ノモノ

ロ 協議会及講演会ニ於ケル講演要領ヲ印刷セルモノ

5 篤行者及団体ノ表彰及事績ノ調査発表

6 各団体ノ実行援助

講師並映画班派遣其他

(裏書)

講演会参会者注意

- 1 本講演会ハ教化総動員神奈川県委員並市町村長・学校長・青年訓練所主事及男女青少年団体・教育会・在郷軍人会・神職会・宗教団体・教化団体・婦人団体等社会教育教化ニ関係アル団体ノ代表者ニ限り聴講セシムル者トス
- 2 参会員ハ当日正午ヨリ午後一時二十分マデノ間ニ下ノ入場券相当欄ニ職氏名ヲ記入スルカ又ハ職氏名ヲ明記シタル名刺ヲ会場受付係ニ差出シ係ノ指揮ニ依リ入場セラレベシ

(仙石原村役場「足柄下郡町村長会書類」(昭和二十四年)箱根町役場蔵)

昭和四年九月二十八日午後於開港記念横浜会館

教化総動員講演入場券

職又ハ資格
氏 名

三四 神奈川県公私経済緊縮運動計画要項

神奈川県公私経済緊縮運動計画要項

戦時好況時代ニ馴致セラレタル浮華放縱ノ弊習ハ深く人心ヲ浸シ経済的反動及大震災ニ遭遇セルモ浪費贅沢ノ風尚更マル所ナク国民精神著シク弛緩シ他面産業ノ萎微不振既ニ久シク貿易逆調比年相亜ギ為替相場ハ平価ヲ下ルコト遠ク経済界ニ一大暗影ヲ投ジツ、アル現況ハ真ニ国家ノ深憂タリ

斯クノ如キ実状ニ鑑ミ政府ハ曩ニ声明ヲ発シ我国現下ノ難局ニ処シ公私経済ノ整理緊縮ノ切要ナルヲ明ニシ自ラ中央地方ノ財政ノ整理緊縮ヲ断行シテ其ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルト共ニ一般国民ノ自覚奮起ヲ促シ挙国一致消費ヲ節シ冗費浪費ヲ排シテ国民経済ノ根底ヲ養ヒ以テ当面ノ難局打開ニ努メ他日躍進ノ素地ヲ作り国力ノ充実伸張ヲ図ラントスル方途ニ出デタリ

災後茲ニ六年今ヤ官民一致ノ協力ニヨリ県下復旧復興ノ偉業ハ其ノ形態上ノ結構ニ於テハ殆ンド災前ニ相均シカラントスル觀アレドモ真ノ復興ニ至リテハ前途猶遠遠ナリト言ハザルベカラズ是ヲ以テ県民等シク震災当時ニ体験シタル艱難ニ省ミ克己節制ノ美德ヲ守リ勤儉力行ノ良風ヲ涵養スルコトハ単ニ時弊ヲ匡正シ国力ノ振興ヲ期ス

ルガ為ニ必要ナルノミナラズ実ニ各自ノ生活ヲ安定シ復旧復興ノ
効ヲ期スル上ニ於テ最モ緊要トスル所ナリ

仍テ本会ハ茲ニ公私經濟緊縮中央委員会ニ策応シ左記各項ニ依リ趣
旨ノ普及徹底ヲ図リ以テ難局ノ打開ト國運ノ進展ニ資セントス

第一 公私經濟緊縮運動ノ要項

現下我國財政並ニ經濟ノ難局ニ在ルコト並ニ之ヲ打開スルニハ公私
經濟ノ緊縮ニ俟ツノ外ナキ所以ヲ明ニシ就中

一 財政ノ緊縮、公債ノ整理、金輸出解禁ノ我財政經濟建直シノ為
急務ナルコトヲ説キ國民ノ理解ヲ求ムルコト

二 個人經濟ト財政並ニ國民經濟ノ關係ヲ明ニシ國民全般ガ協力シ
テ消費節約ヲ為スノ必要ヲ自覺勵行セシムルコト

三 質素、貯蓄ヲ奨励シ生活ヲ簡素ニシ社会生活ニ於ケル各種ノ弊
習ヲ矯正シ進シテ消費經濟ノ各方面ニ工夫ヲ加ヘシムルコト

第二 公私經濟緊縮運動ニ関スル機關

一 公私經濟緊縮神奈川県委員会

公私經濟緊縮中央委員会ト連絡ヲ保チ公私經濟緊縮運動ニ関スル
計画、宣伝、実行ノ統制促進ノ機關タラシムルコト

二 公私經濟緊縮市町村委員会

各市町村長ヲ中心トスル公私經濟緊縮何市〔町、村〕委員会ヲ設

置スルコト

但シ区ノ設置アル市ハ区単位ニテモ可ナリ

第三 公私經濟緊縮運動ノ方法

一 県告諭ヲ以テ公私經濟緊縮運動ニ関スル要旨並ニ方法ヲ県下一
般ニ諭達スルコト

二 公私經濟緊縮運動ノ趣旨徹底方ニ付市町村長ニ対シ内務、学務
両部長ヨリ通牒ヲ發スルコト

三 市町村ニ於テハ委員会ヲ設ケ本運動ノ要旨ニ基ツキ夫々地方ノ
事情ニ適切ナル実行事項ヲ協議シ各種団体ト連絡ヲ保チ之ガ実行
ニ努ムルコト

四 本運動ニ関スル各種機關ノ連絡統制ヲ図リ諸般ノ計画、宣伝、
実施等ニツキ其ノ活動ヲ援助スルコト

五 新聞、雜誌等ト連絡ヲ図リ其ノ協力ヲ求ムルコト

六 実業団体、教化団体、婦人団体等ノ民間団体ト連絡ヲ図ルト共
ニ学者、実業家其ノ他ノ篤志者ノ協力ヲ求ムルコト

七 金解禁、國際貸借、列國ノ財政、公債及國富並ニ消費經濟改善
等ニ関スルポスター、冊子ノ頒布、映画ノ利用、講演会、講習会

等ノ開催ヲ為スコト

八 寺院、教会、劇場、活動写真館、其他ノ場所ニ於テ多衆集合ノ

機会ヲ利用シ公私経済緊縮ニ関スル趣旨ノ徹底ヲ図ルコト

九 公私経済緊縮ニ関スル優良ナル施設又ハ其ノ実績ヲ一般ニ推奨スルコト

十 国産品ノ使用ヲ奨励スルコト

公私経済緊縮神奈川県委員会規程

第一条 公私経済緊縮神奈川県委員会ハ公私経済緊縮ニ関スル諸般

ノ調査講究ヲ為シ之カ実行ニ関スル事項ヲ掌ル

第二条 委員会ハ会長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 会長ハ神奈川県知事之ニ当リ委員ハ神奈川県知事之ヲ委嘱

ス

第四条 会長ハ会務ヲ総理シ本会ヲ代表ス

会長事故アルトキハ会長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 委員会ニ幹事長一名及幹事若干名ヲ置キ会長之ヲ委嘱ス

幹事長ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ会長及幹事長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ処理ス

第六条 委員会ニ書記ヲ置キ会長之ヲ委嘱ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

(仙石原村役場「足柄下郡町村長会書類」(昭和二十四年)箱根町役場蔵)

(注) この資料の年代は昭和四年九月である。

三三 町村予算編成に関する神奈川県町村長会

幹事会の決議

協議事項

(神奈川県町村長会幹事会
昭和五年二月七日於県庁内会議室)

一 全国町村長会第十回総会経過報告

二 昭和五年度町村予算編成方針ニ関スル件

本年度ノ人件費ハ現員現支給ノ方針ヲ以テ編制シ増俸ヲ見合スコトノ可否

三 震災借入資金免除期成同盟会費分賦方法ニ関スル件

四 本年度本会予算編成方法ニ関スル件

五 本年度時総会ニ於テ表彰スベキ町村長其ノ他ノ選定ニ関スル件

六 現行選挙法実施ノ経験ニ鑑ミ改正スベキ意見蒐集ニ関スル件

昭和五年度県下各町村予算ハ昭和四年度当初予算ニ比シ凡ソ芟割五分減ノ見込ヲ以テ編成スベキ旨指示有之シニヨリ経営部臨時部共各費目ニ涉リ相当削減スルノ方針ナルモ人件費ハ当分ノ間削減スルノ余地ナキモノト思考スルニヨツテ現員現支給ノ方針ニヨリ編成シ増員増俸ハ一切之レヲ認めザルヲ適当トス

右決議ス

昭和五年二月七日

神奈川県町村長会幹事会

(神奈川県 全 国町村長会議書類〔大正九一昭和九年〕 大磯町役場蔵)

三六 町村予算更正に関する神奈川県町村長会

会長の通達

昭和五年六月十二日

神奈川県町村長会長 新田 信(印)

各町村長殿

町村予算更正方ニ関スル件

拜啓 今回義務教育費国庫負担金一千万円増額ニ相成候結果各町村ニ於テハ夫々本年度予算更正ノ手續ヲ執ラル、儀ト存候就テハ其ノ場合各町村共無論該交付金ハ専ラ負担軽減ニ充当候コトニ処理相成候儀トハ被存候ヘトモ若シ万一其ノ手運ヒニ不相成向モ有之候如キニ於テハ当時全国町村長会ニ於テ町村負担軽減ノ喫緊ナル所以ヲ力説強調シテ該増額案ノ成立促進ニ力メタルノ主旨ニ戻リ延ヒテ他日同会行動上ノ信用ニモ関スル由々敷結果ヲ招来スル虞モ有之候ニ付テハ此際右強調シタル精神ヲ充分ニ各町村ニ諒解ヲ求メ以テ該予算

更正方ニ関シ適正ヲ失セサル様可然御取計相煩度儀全国町村長会長ヨリノ申出モ有之候間為念此段及通知候也

(神奈川県 全 国町村長会議書類〔大正九一昭和九年〕 大磯町役場蔵)

三七 時事問題に関する全国町村長会の小冊子

発行の件照会

第八号

昭和五年七月拾壹日

中郡町村長会

大磯町長殿

時事問題ニ関スル小冊子発行ノ件

今回全国町村長会ニ於テ町村会議員ニ配布ノ為メ左記要項ニ依リ時事問題ニ関スル「パンフレット」ヲ発行ノ趣ニテ郡内町村長ニ対シ購入方御計画成度旨県町村長会ヨリ申越ニ付御通知旁一応御照会申上候

記

一 毎月尅回重要ナル時事問題世相事項等ニ関シ適當ナル人士ニ依リ為セル平易通俗ナル説明解釈ヲ為シタル小冊子ヲ発行シ実費ヲ以テ全国町村長会議員一同ニ配布スルコト

二 冊子ハ其ノ需要部数ヲ全国町村長会ヨリ一括各町村長宛送付シ

各町村ニ於テ其ノ町村内各議員ニ配布スルコト

三 代金老冊五錢一ケ年分六拾錢トシ半ケ年分其ノ半額參拾錢ヲ其ノ町村會議員數丈ケ本会〔県町村長会〕へ前納ノコト〔大体一ケ年拾田以内ニテ事足ルモノニ有之〕

四 前記実費前納金ハ各郡町村長ニ於テ之ヲ取纏メ本県町村長会事務所〔県庁地方課内〕へ送金ノコト

五 前記申込並送金ハ来ル七月末日限り取計ハレタキコト

六 本誌第一巻ハ凡来ル八月下旬発行ノ見込

〔神奈川県 国町村長會議書類〕〔大正九―昭和九年〕大磯町役場蔵〕

三六 神奈川県町村長会昭和五年度会務報告

昭和五年度会務報告

神奈川県町村長会

神奈川県町村会々々務報告〔昭和五年通常総会以後〕

第十一回通常総会

昭和五年五月三日鎌倉町神奈川県師範学校講堂ニ於テ第十一回通常総会ヲ開催セリ当日ノ会員出席者百四十二名ニシテ其ノ郡別内訳左ノ如シ

久良岐郡

二名

橘樹郡

七名

都筑郡 八名

三浦郡 十三名

鎌倉郡 十五名

高座郡 十六名

中郡 二十二名

足柄上郡 十五名

足柄下郡 二十名

愛甲郡 十名

津久井郡 十四名

一 来賓ノ主ナル者左ノ如シ

神奈川県内務部長稗方弘毅、長橋商工課長、篠原事務官、上原鎌倉警察署長、豊田師範学校長、金子前会長、東京府渋谷町長、城所、白井両県會議員

一 會議ノ顛末、午前十一時三分開会石渡副会長開会ヲ宣シ一同君ケ代ヲ二唱新田会長国民精神作興ニ関スル詔書ヲ捧読シタル後別記町村長ノ表彰式ヲ行フ夫ヨリ知事代理稗方内務部長ノ告辞アリタル後新田会長ヨリ昭和四年度会務報告ヲ為ス〔印刷物配布〕

次ニ議事ニ移リ新田会長議長トナリ別記宣言書及各郡町村長会提出事項ノ順序ニテ逐次議題ニ供シ左ノ通可決確定セリ

宣言

我方国地方自治制度ハ其ノ形式的構成ニ於テ素ヨリ海外諸国ノ例ニ則レル所多シト雖其實質的精神ニ至リテハ遠ク建國ノ大精神ニ立脚シ民族發展ノ跡ニ考へ隣保團結ノ情誼ニ基キテ發達シ来レル古來ノ

習慣ヲ尊重シテ相互ニ協力扶助シテ共同ノ福利ヲ増進セムコトヲ
 希求セラレタルハ市町村制発布ノ上諭ニ徴スルモ昭ニシテ専ラ道義
 ヲ以テ自治ノ根柢ト為シタルモノナルニ拘ラズ較モスレバ欧米ノ制
 度習慣ヲ模スルニ急ニシテ我が国二千五百年來長養シ來レル固有ノ
 団体精神ヲ忘却シ徒ニ個人ノ權利ヲ擁護スル事ノミニ走り義務ノ觀
 念ヲ欠ケル者多ク租稅滯納ノ如キ逐年其ノ額ヲ増加シ今ヤ自治体ノ
 財政ヲシテ殆ド窮地ニ陥ラシメムトスルニ至ル吾人自治政運営ノ局
 ニ在ル者宜シク率先シテ自治精神ノ高調ト道義ノ恢弘ニ努力セムコ
 トヲ期ス

現下我が国情ニ照シ憂フベキ事象一ニシテ足ラズ政治ニ教育ニ産業
 ノ萎微ニ比々皆然ラザルナシ就中財政經濟ノ窮迫ヲ以テ最ト為ス殊
 ニ本県ニ在リテハ震災ノ劫禍絶大ニシテ公私共ニ多大ノ損害ヲ被リ
 現在ノ負担程度ヲ持續スルコト既ニ困難ナル状態ナルニ拘ラズ早く
 モ震災応急復旧費ノ為借入レタル多額ノ負債ヲ償還セザルベカラザ
 ルニ至ル是ノ窮局打開ノ方法ニ関シテハ從來不斷ノ努力ヲ続ケツ、
 アリト雖吾人ハ此ノ際更ニ一層協力シテ以テ局面展開ノ途ヲ求メ速
 ニ具体的効果ヲ実現セシムベク邁進セムコトヲ期ス
 地方自治ト中央政治トハ自ラ其ノ分果ヲ存セザルベカラズ然ルニ近
 時中央政界ニ於ケル政党ノ勢力著シク地方自治政ニ浸潤シ中央政情

ノ變動ハ惹テ地方自治政上ニ紛争ヲ繁カラシメムトスルノ風ヲ馴致
 シ今ヤ其ノ弊ニ堪ヘザラムトスル向少カラズ吾人ハ町村ノ代表者ト
 シテ自治運営ノ職權ヲ有スルト共ニ一面國家ノ事務ヲ分任スル責任
 ノ地位ニ在リ宜シク其ノ職守ヲ蔽守シ不偏不黨毅然トシテ地方ノ公
 利公益ヲ進メ自治体ニ於ケル紛議ハ努メテ之ヲ自治ノ機關ニ依リテ
 解決シ政党勢力ノ浸入ヲ抑止シ真ニ自治ノ本領ヲ發揮セムコトヲ期
 ス

茲ニ第十一回通常總會開會ニ當リ敢テ本會ノ所信ヲ宣ス

昭和五年五月三日

神奈川県町村長會

決 議

- 一 町村公民權及衆議院議員選舉權被選舉權ノ欠格要件中ニ左ノ一
 項ヲ加ヘ義務ノ履行ヲ為サル者ニ對シテハ權利ヲ付与セザルコ
 トニ法規ノ改正方ヲ其ノ筋ニ上スルコト
- 一 租稅滯納處分中ノ者

各都提出事項

- 一 義務教育費國庫負担金分配ニ當リ貧弱町村ヲ決定スル要件極メ
 テ妥當ナラズ直接國稅戶數割ノ標準規定ノ外ニ府県知事ノ認定ス
 ル順位ヲ最モ尊重スルコト〔原案可決〕

二 統計事務ニ従事スル書記ノ給料ハ之ヲ国庫支弁トスルコト〔同上〕

理由 口頭説明 高座郡町村長会提出

三 県費支弁〔道路橋梁堤防〕ノ土木工事ヲ地元請負ニ変更セララル

、椋県へ陳情スルコト〔原案可決〕

理由 口頭説明 足柄下郡町村長会提出

四 昭和五年度県税地租付加税ハ昭和四年度ニ比シ著シク増額セラ

レタルモ近時極度ニ疲弊セル農村ニ於テハ到底其ノ負担ニ堪ヘザ

ルヲ以テ之ガ軽減方ヲ其ノ筋ニ請願スルコト〔原案可決〕

理由 口頭説明

五 神奈川県々税賦課規則第四十一条除税事項第九号ヲ左ノ通り改

正方其ノ筋ニ請願スルコト

記

「耕作専用ノ船及同専用ニシテ車輪直経曲尺二尺未満ノ荷積小車」

トアルヲ「耕作専用ノ船及同専用ノ荷積小車」ニ改ムルコト〔同上〕

上〕

理由 口頭説明

中郡町村長会提出

○県奨励金下付

昭和五年五月五日県知事ニ対シ昭和五年度奨励金下付ノ申請ヲ為シ同年五月十六日神奈川県指令地第二、三六五号ヲ以テ金九百円ヲ交付セラルベキ旨許可セラレ現金受領セリ

○陳情書提出

本年度通常総会ノ決議ニ基キ左ノ陳情書ヲ知事ニ提出セリ

陳情書

本年五月開催ノ本会通常総会ニ於テ別記ノ通決議候ニ付テハ町村自治振興並ニ目下窮乏ノ極ニ在ル町村財政ノ現状ニ鑑ミラレ篤ト御賢察ノ上之ガ実現方御高配相成度此段及陳情候也

昭和五年七月十日

神奈川県町村長会長 新田 信

神奈川県知事 山県治郎殿

記

一 県費支弁〔道路橋梁堤防〕ノ土木工事ヲ地元請負ニ変更セラレ

タシ

二 昭和五年度県税地租付加税ハ昭和四年度ニ比シ著シク増額セラレタルモ近時極度ニ疲弊セル農村ニ於テハ到底其ノ負担ニ堪ヘザ

ルヲ以テ之ガ軽減相成度

三 神奈川県々税賦課規則第四十一条除税事項第九号ヲ左ノ通改正相成度

記

「耕作専用ノ船及同専用ニシテ車輪直径曲尺二尺未満ノ荷積小車」トアルヲ「耕作専用ノ船及同専用ノ荷積小車」ニ改ムルコト

○陳情電信発信

義務教育費国庫負担金増額ノ件ニ付貴族院特別委員公爵近衛文麿氏外十五名宛左記電信ヲ以テ陳情セリ

電 文

「義務教育費国庫負担金ノ増額ハ是非必要ニ付実現方特ニ御配慮ヲ乞フ神奈川県町村長会」

○幹事会開会

昭和五年七月十四日県庁四階予備室ニ於テ開会新田会長外各郡幹事及鎌倉、秦野、小田原各町長出席

会議顛末、午前十時五十分新田会長開会ヲ宣シ去月二十四日東京ニ於テ開会ノ全国町村長会幹事会ノ決定事項関係各府県ニ於ケル震災

応急資金償還ニ関スル状況等ヲ報告シタル後左記協議事項ヲ決定セリ

協議事項

(一) 一時償還ニ属スル預金部借入金ハ借替ノ決議ヲ為スコト

(二) 昭和六年度ヨリ償還開始ノ預金部資金ハ尚三年据置期間ヲ延長

シ昭和九年度ヨリ償還スルコト

(三) 昭和四五年度預金部資金ノ利子ハ予算ニ計上スル事

右財源ハ県当局ノ了解ヲ求メテ義務教育費国庫下渡金ノ増額分ヲ直ニ振向クルヲ得ルコト、為スコト

(四) 前三項ハ町村ノ財政状況ニ依リ特別ノ措置ヲ受クルコトヲ妨ゲズ

(五) 国庫借入金ノ分ハ当初ノ目的ニ向ツテ進ム事

○幹事会開会

昭和五年七月二十九日県庁二階会議室ニ於テ開会新田会長石渡副会長外各郡幹事出席

会議顛末、午前十時二十五分新田会長開会ヲ宣シ本月十四日ノ幹事会ニ於ケル申合事項ノ各郡ニ於ケル決定状況ヲ報告各郡ノ意見ヲ参酌シ適當ナル案ヲ作ルベク種々協議シタルモ結局成案ヲ得ズ

次ニ来ル八月十八日午前十時東京赤坂区三會堂ニ於テ開催ノ時局ニ
関スル全国町村長臨時大会ノ出席者各郡一名宛出席スルコトニ決定
セリ

次ニ篠原相談役ヨリ今回退官セラレタル長岡官房主事ノ記念品ニ付
協議ノ結果果県町村長会ヨリ金百円贈呈スルコトニ決定セリ

○幹事會開會

昭和五年八月五日県庁二階會議室ニ於テ開會後藤副會長外十名出席
會議顛末、午前十一時五十分後藤副會長開會ヲ宣シ七月三十一日開
催セラレタル期成同盟會役員會ニ於ケル決定事項及本県ノ執リタル
態度ヲ報告スベシトテ左ノ通其ノ狀況ヲ報告セリ

(一) 預金部資金ハ各府県個々ニ解決スルコト

(二) 國庫貸付金ハ従来ノ方針ニ依リ関係府県ノ同盟ヲ以テ解決ヲ図
ルコト

尚本県ハ場合ニ依リ同盟會ヲ脱會スルニ至ルベキ旨ヲ述べ置キタ
ルコト

次デ震災資金ニ関スル関係府県期成同盟會脱會ノ件ニ付左記ノ通臨
時總會開會ノコトニ決定セリ

一 開會年月日 昭和五年八月十一日午前十時

一場 所 大磯小学校講堂又ハ平塚小学校講堂トシ平塚町

長ニ於テ決定ノ上直ニ県町村長會ニ報告スルコ
ト

○臨時總會開會

昭和五年八月十一日中郡大磯小学校講堂ニ於テ開催新田會長外関係
町村長百十名出席

會議顛末、午前十一時五十分後藤副會長開會ヲ宣シ次デ河野豊川村長
議長トナリ期成同盟會脱會ノ件ヲ議題ニ供シタルニ多少ノ異論アリ
タルモ結局満場一致脱會スルコトニ決定セリ

尚將來ノ運動方針ニ付テ協議ノ結果震災借入金関係ノ運動ハ県町村
長會トハ別ニ各郡ヨリ一名乃至二名ノ実行委員ヲ選定シ運動スルコ
ト、シ河野豊川村長実行委員長ニ當選セリ

実行委員長及委員左ノ如シ

実行委員長

足柄下郡豊川村長 河野 治 平

実行委員

久良岐郡金沢町長 松 本 房 治

橘樹郡宮前村長 都 倉 義 知

第4章 郡制廃止 税制改正と地方行政

都筑郡 都岡村長 瀬戸 豊之助
 三浦郡 浦賀町長 石渡 秀吉
 同郡 西浦村長 新倉 豊吉
 鎌倉郡 大正村長 川辺 勝三郎
 同郡 本郷村長 佐相 竹次郎
 高座郡 茅ヶ崎町長 新田 信
 同郡 海老名村長 望月 珪治
 中郡 平塚町長 鈴木 清寿
 同郡 城島村長 菅沼 保之輔
 足柄上郡 中井村長 城所 源助
 足柄下郡 豊川村長 河野 治平
 同 郡 真鶴町外二
 同 郡 ケ村組合長 松本 起
 愛甲郡 厚木町長 後藤 宗七
 津久井郡 中野町長 三樹 保治
 午後三時四十四分閉会セリ

○幹事会開会

昭和五年十月十六日足柄下郡湯河原町富士屋旅館内ニ開催新田会長
 外各郡幹事出席

会議顧末、午後五時新田会長開会ヲ宣シ政務調査会ノ経過状況ヲ報告シ次テ各地方ニ於テ府県連合会ヲ設立セラレアルニ鑑ミ関東地方ニ於テモ大体左記要項ニ依リ関東連合会ヲ設立セムトスルノ議アリ依テ之ニ参加スベキヤ否ヤヲ諮リタルニ満場異議ナク加盟スルコトニ決定セリ

(一) 加盟府県 東京府、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、山梨県

(二) 開会及出席者 連合会ハ問題ノ起ル毎ニ随意開会スルコト、シ出席者ハ普通ノ場合ハ関係府県ノ代表トス

(三) 会費 大体開催地ノ府県ニ於テ負担スルコト、シ一部ハ関係府県ニ於テ分担スルコト

(四) 開催地 第一回ハ東京府ニ於テ開催スルコト順次各府県ニ於テ開催スルコト

午後五時二十分閉会後出席者一同ニ金子前会長ヲ加ヘ同所ニ於テ懇親会ヲ開催セリ

○幹事会開会

昭和五年十一月二十五日県庁二階會議室ニ於テ開会新田会長及各郡幹事出席

會議顛末、午前十一時八分開会関東連合会創立總會提出事項及出席者ニ関スル件ヲ議題ニ供シ左ノ通決定セリ

(一) 出席者、各郡町村長会長及副会長ノ二人ツ、トスルコト

〔外ニ県町村長会長及石渡副会長出席ノコト〕

(二) 提出事項

1 選挙権ノ欠格要件中「租税滞納処分中ノ者」ヲ加フルコト

2 小学校教員恩給基金ハ一般官吏同様本人ヨリ納付スルコトニ

法ノ改正方要望ノ件ハ未ダ実現ニ至ラザルヲ以テ之ガ実現方ヲ

更ニ陳情スルコト

次ニ左記事項ヲ県当局ニ陳情スルト共ニ第四項第五項ニ付テハ県會議員ニ向テ運動ヲ為スコトヲ議決ス

1 小学校教員ノ初任給ヲ二円引下方ヲ要望スルコト

2 昭和六年度ニ於テモ引続キ増俸ヲ中止セラレタキコト

3 補助教員ハ当分ノ間之ヲ置カザルコトヲ承認セラレタキコト

4 地租附加税ハ昭和四年度当初予算ノ税率以下ニ引キ下ゲラレ

タキコト

5 耕作専用車ハ免税セラレタキコト

○幹事会開会

昭和五年十二月十五日県庁四階會議室ニ於テ開会新田会長外各郡幹事出席

會議顛末、午前十時新田会長開会ヲ宣シ左ノ通豆相地方ノ震災ニ関

シ取りタル措置等ヲ報告ス

イ 震災直後関係町村へ取敢ヘズ電報ヲ以テ見舞ヲ為ス

ロ 二十九日会長副会長三名ニテ関係町村ヲ訪問シ見舞ヲ為ス

ハ 箱根町外二ヶ村組合へ見舞金トシテ金五拾円ヲ贈呈ス

ニ 関係町村長ヨリノ謝電及各府県町村長会長ヨリノ見舞状等ア

リタルコト

次ニ全国町村長会第十一次定期總會出席者及提出事項ヲ左ノ通決定セリ

(一) 出席者、順位ニ依リ足柄下郡、橋樹郡、都筑郡ヨリ各一名〔何

レモ郡町村長会長〕

(二) 提出事項

小学校教員ノ恩給基金ハ一般官吏同様本人ヨリ納付スルコトニ

法ノ改正方要望ノ件未ダ実現セザルニ付之ガ実現ヲ期スルコト

尚昭和六年度町村予算編成方針ニ付協議ヲ為シ午後〇時三十分閉会

○幹事会開会

昭和六年一月十二日県庁二階会議室ニ於テ開会新田会長外各郡幹事出席

會議顛末、午後一時五十分新田会長開会ヲ宣シ各府県ヨリ震災見舞状ヲ受ケタル件及之ニ対シテ措置シタル顛末ヲ報告シタル後昭和六年度本会予算編成上ノ資料トシテ町村吏員ノ表彰ハ如何ニスベキヤヲ諮リタルニ前年同様町村長ノミノ表彰ニ止ムルコトニ決定ス

次ニ前会ノ幹事会ニ於テ決定セル全国町村長会第十一回定期總會出席者ハ何レモ客年四月三重県ニ於テ開催ノ臨時總會ニ出席セラレタル者ニ付次位ノ足柄上郡、三浦郡、高座郡ヨリ出席スルコトニ変更セリ尚昭和六年度町村予算編成方針ニ付更ニ具体的決定ヲ為スベク諮リタルモ右ハ県当局ノ了解ヲ得ベキ事項ニ付県ノ意向ヲ確メテ後審議スルコトニ決定ス

會議事項ヲ終リタル後、落合内務部長、福本地方課長ヨリ震災借入金問題ニ付詳細ナル希望意見アリ午後三時三十分閉会セリ

○幹事会開会

昭和六年一月二十八日県庁二階會議室ニ於テ開会新田会長外各郡幹事出席

會議顛末、午後二時五十五分新田会長開会ヲ宣シ客年十二月十五日

ノ幹事会ニ於テ決定シタル昭和六年度予算編成方針ニ付数回県当局ト折衝ヲ重ネタル結果本日此ノ席ニ於テ内務部長ヨリ県ノ御意向ヲ述ベラル、コト、ナリタルニ付聴取セラレタシト述べ落合内務部長ヨリ別記実行要目〔編成方針〕ニ付逐条のニ県ノ意見ヲ述べラレ結局一部修正ヲ行ハル、ニ於テハ県ハ之ニ同意スルモノナル旨ヲ述べラル仍テ会長ハ右修正案ニ付各幹事ニ諮リタル処各幹事ヨリ交々県当局ニ質問アリ之ニ対シ落合内務部長、九鬼学務部長、村上教務課長ヨリ夫々回答アリ結局満場異議ナク修正案通過決定セリ

記

昭和六年度予算編成ニ関スル申合せ事項

一 来年度ニ於ケル町村予算ハ出来得ル限り之ヲ緊縮シ以テ負担ノ軽減ヲ図ルコト

二 町村予算ノ各費目ニ対シ努メテ節約ヲ加フルハ勿論ナルガ就中其ノ大部分ヲ占ムル教育費ニ関シテハ左記事項ニ依リ節減スルコト

1 教員俸給ハ成ルベク一割ヲ標準トシテ低減ノ途ヲ講ズルコト

但シ預金部借入金ヲ有セザル町村ハ此ノ限リニ在ラズ

其ノ方法トシテ

イ 初任給ハ男子三円女子二円及各種兼務手当ハ一割以内減ズ

ルコト

ロ 教員ノ増俸ハ特別ノ事由アルモノヲ除キ一ケ年間中止スルコト

ハ 六年度予算ハ現員現給ニ依リ編成スルコト

2 学級ノ整理ヲ行フコト

3 十二学級以下ノ学校ニ在リテハ成ルベク専任学校長及補助教員ヲ置カザルコト但シ十三学級以上ノ学校ニ在リテモ可成校長

ニ於テ授業ヲ担任スルコト

4 已ムヲ得ザル場合ハ低学年ノ二部教授ヲ行フモ差支ナキコト

5 住宅料ノ給与中止ハ随意トスルコト

三 町村役場吏員ニ関シテハ前項教員ノ例ニ準ジテ之ヲ行フコト

四 各種団体補助額ハ相当減額スルコト

○幹事会開会

昭和六年三月二十七日県庁二階会議室ニ於テ開会新田会長外足柄上郡、津久井郡、高座郡ヲ除ク各郡幹事出席

会議願末、午前十一時四十分新田会長開会ヲ宣シ昭和四年度決算及昭和六年度予算ヲ議題ニ供シ篠原相談役ヨリ説明ヲ為シタルニ満場異議ナク可決

次ニ昭和六年度本会通常総会開催ノ件ヲ議題ニ供シ種々協議ノ結果大体五月上旬藤沢町ニ於テ開催ノコト、シ詳細ハ追テ幹事会ヲ開キテ決定スルコトニ決ス

次ニ本会総会ニ於テ前会長金子角之助氏ヲ本会顧問ニ推薦スルコトヲ諮リタルニ之亦満場異議ナク午後〇時十分閉会セリ

○評議員會開會

昭和六年三月二十七日県庁二階会議室ニ於テ開会新田会長外各郡評議員十九名出席

會議願末、午後一時四十分新田会長開会ヲ宣シ昭和四年度決算及昭和六年度予算ヲ議題ニ供シ篠原相談役ヨリ説明ヲ為シタルニ満場異議ナク左ノ希望条件ヲ付シ原案可決トナル

来年度〔七年度〕ヨリハ会長及副会長ニ対スル幾分ノ手当ヲ予算ニ計上スルコト

次ニ会長ヨリ本日ノ幹事会ニ於テ決定セル本年度通常総会開催ノ件及右總會ニ於テ前会長金子角之助氏ヲ本会顧問ニ推薦スベキコトヲ諮リタルニ之亦満場異議ナク可決セリ

次ニ来月松江市ニ於テ開催ノ全国町村長大会ニハ順位トシテ愛甲郡、中郡、鎌倉郡ノ三郡ヨリ代表者ヲ出席セシムルコトニ決定午後

二時二十分閉会セリ

○幹事会開会

昭和六年四月二十八日県庁二階會議室ニ於テ開会新田会長外各幹事出席

會議顯末、午後二時三分新田会長開会ヲ宣シ協議ノ結果左記ノ通本年度〔第十二回〕通常總會開催ノ事ニ決定セリ

(一) 開会月日時 五月九日午前十時

(二) 總會ノ場所 藤沢町湘南中学校講堂

(三) 懇親会場 同町角若松

但シ午後三時ヨリ開宴シ徴収會費ハ金二円トスルコト

(四) 表彰 前年ノ例ニ依リ換算八年以上勤続ノ三浦郡田浦町長渡戸直三氏ヲ表彰スルコト

(五) 決議案 左ノ七件ヲ提案スルコト

1 衆議院議員及県會議員選舉開票事務ハ町村長ニ於テ之ヲ行フ

コトニ關係法規ノ改正方ヲ其ノ筋ニ具陳スルコト

2 市町村ノ出納閉鎖期ヲ従前ノ通り六月末日トスルコトニ其ノ

筋ニ具陳スルコト

3 衆議院議員、県會議員及市町村會議員ノ選舉資格ヲ統一シ選

挙人名簿ヲ一ニスルコト並ニ名簿登載ハ公簿主義ニ依ルコトニ其ノ筋ニ具陳スルコト

4 租稅滞納処分中ノ者ハ総テノ公權ヲ停止スルコトニ其ノ筋ニ

具陳スルコト

5 家屋稅調査委員會ハ四年ニ一回之ヲ開キ家屋ノ賃貸價格ヲ調

査スルコトニ其ノ筋ニ具陳スルコト

6 県營土木工事ニ付テハ地元請負ヲ許サル、椋県ニ陳情スルコ

ト

7 冠婚葬祭費ヲ節約シ生活改善ヲ図ルコト〔具体案ハ幹部ニ一

任ノ事〕

右ノ外各郡町村長會ヨリノ提出事項アリタル場合ハ幹部ニ於テ適宜

取捨選択ノ上提案スルコト

(六) 宣言左ノ通

1 義務教育費國庫負担金ノ増額ヲ期ス

2 農漁山村及中小商工業者負債整理ノ実行ヲ期ス

3 町村財源ノ擴張充實ヲ期ス

4 町村有建物火災保險相互組合法及町村吏員互助組合規則制定

ノ実現ヲ期ス

5 町村吏員優遇案ノ実現ヲ期ス

午後三時三十分閉会セリ

本日ノ幹事会ヲ以テ現役員ノ任期終了ニ付閉会後出席者一同記念撮影ヲ為シ午後四時ヨリ野毛坂小川屋ニ於テ懇親会ヲ開催セリ

昭和六年度会費分賦徴収方法

(1) 分賦方法

昭和五年十月一日施行昭和五年国勢調査ニ依ル現住人口ヲ標準トシテ左ノ区分ニ依リ各町村ニ分賦ス

- 一 人口五千未満ノモノ 一町村役場ニ付 金拾五円
- 二 人口五千以上一萬未満ノモノ 同 金貳拾五円
- 三 人口一萬以上二萬未満ノモノ 同 金貳拾五円
- 四 人口二萬以上ノモノ 同 金參拾五円
- 五 人口三萬以上ノモノ 同 金四拾五円

(2) 徴収方法

昭和六年六月中一時ニ之ヲ徴収ス

〔参照〕

- 一 人口三萬以上ノ町村 平塚町
- 二 人口二萬以上ノ町村 田浦町、浦賀町、鎌倉町、藤沢町、茅ヶ崎町、小田原町、計六

三 人口二萬未満ノ町村 逗子町、三崎町、秦野町、足柄村、計四

四 人口一萬未満ノ町村 金沢町、高津町、中原町、稻田村、都田村、衣笠村、葉山町、南下浦村、長井町、西浦村、戸塚村、小坂村組合、腰越町、川口村、中和田村、寒川村、海老名村、座間村、大野村〔高座〕、大和村、綾瀬村、渋谷村、大磯町、吾妻村、大野村〔中〕、西秦野村、中井村、松田町、川村、酒匂村、真鶴町組合、湯河原町、厚木町、計三十三

五 人口五千未満ノ町村 以上一、二、三、四、以外ノ町村、百十

四

○総会又ハ大会ニ出席スル県代表者選定ノ郡順位

- 第一 足柄下郡 第二 久良岐郡
- 第三 三浦郡 第四 高座郡
- 第五 愛甲郡 第六 中 郡
- 第七 鎌倉郡 第八 津久井郡
- 第九 足柄下郡 第一〇 都筑郡

神奈川県町村長会表彰規程

第一条 本会ハ現ニ本県町村吏員ニシテ同一町村ニ於ケル勤続年数